

# 企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：レバノン国電力セクターに係る情報収集・確認調査 (QCBS)

調達管理番号：22a00736

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

新型コロナウイルス感染対策に関する費用（PCR 検査関連費用、隔離期間中の待機費用、他）はプロポーザル提出時点で別見積として提出ください。

2022年12月14日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

## 第1章 企画競争の手続き

### 1. 公示

公示日 2022年12月14日

### 2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

### 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：レバノン国電力セクターに係る情報収集・確認調査（QCBS）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。

（全費目課税）

( ) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2023年3月～2023年11月

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

### 4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者メールアドレス：[Morizane.Maiko@jica.go.jp](mailto:Morizane.Maiko@jica.go.jp)

(2) 事業実施担当部

中東・欧州部 中東第二課

(3) 日程

---

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2022年 12月 20日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2022年 12月 27日 12時
3	質問への回答 12月20日12:00までの受領分	第1回 回答日 2022年 12月 23日
4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2023年 1月 6日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ 作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午 まで
6	本見積額（電子入札システムへ送 信）、本見積書及び別見積書、プ ロポーザル等の提出日	2023年 1月 13日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年 1月 31日 10時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第 1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の 翌日から起算して7営業日以内

## 5. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

### (2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません

### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としません。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第 1 章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

提供資料：

- ・「第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

### （1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記 4.（3）参照
- 2) 提出先：上記 4.（1）選定手続き窓口（[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp) 宛  
CC: 担当メールアドレス）
- 3) 提出方法：電子メール
  - ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
  - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注 1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注 2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注 3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

### （2）回答方法

上記 4.（3）日程のとおり、原則 2 回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

## 8. プロポーザル等の提出

### （1）提出期限：上記 4.（3）参照

### （2）提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022 年 6 月 1 日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> )

### 1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名: 「提出用フォルダ作成依頼\_ (調達管理番号) \_ (法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納 ください。

### 2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額 (千円未満切り捨て。消費税は除きます。) を、上記4. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書 (含む内訳書) にかかるパスワードを求めます。

### 3) 本見積書及び別見積書

- ① 本見積書と別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイル とし、上記4. (3) の提出期限までに、別途メールで [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

### (3) 提出先

#### 1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

#### 2) 見積書 (本見積書及び別見積書)

- ① 宛先: [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)
- ② 件名: (調達管理番号) \_ (法人名) \_ 見積書  
[例: 20a00123\_〇〇株式会社\_見積書]
- ③ 本文: 特段の指定なし
- ④ 添付ファイル: 「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

### (4) 提出書類

#### 1) プロポーザル・見積書

- (5) 電子入札システム導入にかかる留意事項
- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
  - 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 9. 契約交渉権者の決定方法

- (1) 評価方式と配点  
 プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

### 技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について  
評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点され  
ます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシ  
ニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主  
任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダン  
ピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆  
に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算  
します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点としま  
す。総合評価点は、技術評価点及び価格評価点をそれぞれ小数点第二位  
まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積  
額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電  
子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システム  
にて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行いま  
す。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることも  
あります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先し  
ます。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であ  
った場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポー

ザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。



## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「レバノン国電力セクターに係る情報収集・確認調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 調査の背景・経緯

レバノンにおいて電力セクターは長年にわたり財政赤字の主要因の一つである。電気事業は主にレバノン電力公社（Électricité Du Liban : EDL。以下「EDL」）によって発電・送電・配電事業が担われているが、政策的に低く抑えられた電気料金により、燃料調達をはじめとする電気事業運営費を賄えず、毎年多額の政府補助金（過去10年（2010-2019年）の平均はGDPの約3.8%（世銀2020））がEDLへと投入されている。

さらに、かかる補助金だけでは、電力供給に必要な設備投資を十分に実施できておらず、現在のEDLの最大電力供給能力2300MWに対し、恒常的に1000MWを超える需給ギャップを抱えており、こうしたギャップはディーゼル発電あるいは家庭用の太陽光・蓄電池システム等により、民間事業者が顧客に対して直接電力供給サービスを行っているのが実情である。

こうした状況下、2019年10月には経済危機と非効率な政府体制に対する反政府抗議デモが発生し、以降、長期化するデモの影響で資本が国外に流出。2020年3月返済期限ユーロ債の返済が困難となり、レバノンは債務不履行に陥った。続く同年8月4日のベイルート港爆発事故（被害総額約46億ドル）、COVID-19の影響、加えて長期にわたる政治的膠着が経済危機に拍車をかけ、政府財政は悪化を続けている（公的債務残高（対GDP比）は約180.6%（予測。IMF2021））。かかる財政難に加え、ウクライナ危機の影響を受けたエネルギー需給のひっ迫（価格の高騰）による燃料輸入の減少により、電力供給には深刻な影響が生じており、現在、EDLが顧客に供給している時間は、1日3-4時間程度となっている。

レバノン政府はこうした状況を改善すべく、2022年3月には、電力セクターの改革に向けた政策文書“Setting Lebanon’s Electricity Sector on a Sustainable Growth Path”を公表し、その中で以下の5本柱を提示した：

- 1) 低コストで、環境負荷が低い発電による、24時間電力供給の実現
- 2) 送電ロスの低減
- 3) 配電サービスの改善

#### 4) 電力セクターの財務持続性の確保

#### 5) ガバナンス改革

1)、2)、3)については、インフラ開発の資金が必要であり、現在、IMF及び世界銀行がレバノン政府と協議を続けている大型融資の実現が前提となっており、また、4)については、1)、2)、3)の実現を前提としている。また、5)については、世界銀行が2020年に作成・公表した“Lebanon Power Sector Emergency Action Plan”において、必要なアクションとして、①電力規制庁の設置、②統合電力マスタープラン策定能力の強化、③EDLの経営近代化、が挙げられている。

こうした状況の下、JICA に対し統合電力マスタープランに係る技術協力の要請が提出される見通しである。

### 第3条 調査の目的と範囲

本調査では、レバノン政府の政策文書“Setting Lebanon’s Electricity Sector on a Sustainable Growth Path”や世界銀行の“Lebanon Power Sector Emergency Action Plan(2020)”に対応した電力セクター改革（主として、マスタープラン策定能力強化）にかかる、現状や課題に関する基礎情報の収集、確認を行うとともに、技術協力案件の具体的なスコープを策定するために必要な情報を整理し、今後の協力の方向性についてレバノン電力セクター関係者と JICA の間の協議・合意形成を促進することを目的とする。また、水・エネルギー省（Ministry of Energy and Water、以下「MoEW」）が所管する小規模な水力発電（電源構成の4%程度）のリハビリに必要な情報と、水処理施設への専用線の整備に係る調査を行う。上記目的を達成するため、「第4条 調査実施の留意事項」を踏まえた上で、「第5条 調査の内容」に記載する業務を行うこととする。

### 第4条 調査実施の留意事項

本調査では、レバノンに対する電力セクターにおける中長期的な支援の方向性を検討するために必要な情報を包括的に収集する（以下①）とともに、すでに発注者がレバノン政府の要望を確認済みである具体的な支援内容（以下②～④）を検討し、関連する情報の収集を行う。

- ① レバノン電力セクターに係る基礎情報の収集・分析
- ② 水力発電施設改修に係る情報の確認
- ③ 水処理施設専用線の整備に係る情報の確認
- ④ 統合電力マスタープラン策定・実施体制に係る情報の確認

上記①～④を検討するに当たり、留意すべき点は以下のとおりである。

#### (1) 既存調査の活用

レバノン政府による政策文書“Setting Lebanon’s Electricity Sector on a Sustainable Growth Path”や、世界銀行による“Lebanon Power Sector Emergency

Action Plan”等で、レバノン電力セクターの改革すべき方向性や具体的な改革項目及びそのロードマップ等については、既に詳細に報告され、関係者間で共有された認識を形作っている。また、電力マスタープランについても、仏電力公社 Électricité de France（以下「EDF」）が、2017年と2021年に“Update of the Transmission Master Plan of Lebanon”と“Least Cost Generation Plan”を作成している。

本調査では、これら既存調査やマスタープランで明らかにされている情報について整理・活用するとともに、レバノン側へのヒアリングや現地調査等を通じて、独自の視点から分析を行うこととする。

## （２）他の援助機関の対応

世界銀行は、2020年に“Lebanon Power Sector Emergency Action Plan”を作成・公表、MoEWに複数名の大員アドバイザーを派遣、さらに、レバノン電力セクターに対して3億ドルの融資（Lebanon Electricity Services Emergency Support Project）を検討・協議中である。

また、仏電力公社 EDF は、2017年と2021年に“Update of the Transmission Master Plan of Lebanon”と“Least Cost Generation Plan”をそれぞれ作成・公表し、レバノン電力セクターに係るマスタープラン作成を担っている。

さらに、小型のコミュニティ支援として、USAID や UNDP は、再生可能エネルギーに係る支援を実施している。

ドナー融資は、協議が続く IMF 及び世銀による大型融資が合意に至り、レバノンのマクロ経済改善の見通しがつくまでは、ペンディングとされている状況にある。過去には、2018年に欧州復興開発銀行（European Bank for Reconstruction and Development、以下「EBRD」）がレバノン民間配電事業者に、配電ロス低減を目的として2千万ドルの融資を実施した事例がある。

## （３）技術協力事業の実施準備

2022年度要望調査にて、本調査で調査対象となるスコープ（統合電力マスタープラン策定能力強化）に係る新規技術協力事業の要請が提出される見通しである。本調査では、以下②で示す関係先機関と密接に協議しつつ、日本国政府による案件採択後に要請された事業が円滑に実施できるよう、同要請書における課題の現状分析や解決に向けた基本的な方向性を検討する。具体的には、以下の業務を想定している。

### ① タイミング：

要請に関する日本とレバノンとの国際約束締結が予定される2023年3月以降。

### ② 相手国関係機関（調査対象機関）：

水・エネルギー省（Ministry of Energy and Water : MoEW）

レバノン電力公社 Électricité Du Liban (EDL)

レバノン石油開発局（Lebanese Oil Installations : LOI）

レバノン省エネセンター (Lebanese Center for Energy Conservation : LCEC)

レバノン石油監督庁 (Lebanese Petroleum Administration : LPA)

③ 内容 :

発注者から提供される要請情報やその時点での調査成果等を活用し、発注者が相手国関係機関等と事業計画（プロジェクトデザインマトリクス（PDM））の協議を行う際の説明資料の準備等に必要な情報を整理する。また、相手国関係機関が、当該事業開始後主体的に事業を担っていけるよう、関連する技術やシステム等（例：電源開発計画シミュレーションツール）の基本的な理解を深めるための情報提供を行う。併せて、関係者間で協力の方向性に関する基本認識を共有する目的で、プロジェクトの目標達成に向けて相手国関係機関等が具備すべき能力の評価（キャパシティアセスメント）、レバノンの脈絡を踏まえた協力アプローチの方向性検討等に必要な情報の分析・整理を行う。これらは、現地あるいはオンラインでの調査・協議等を通して行う。

（４）相手国関係機関との調整

本調査は発注者の支援方針を検討するための情報収集であり、先方政府からの正式要請に基づく調査ではない。従って、業務の実施について受注者の主体的な調整（アポ取付等）が期待される。必要に応じて発注者及び JICA シリア事務所が協力する。

（５）オンラインでの業務

コロナ禍により、レバノンと日本との間での人の往来が制限される可能性は否定できない。従い、本業務においては、オンラインにおいて業務を実施する可能性についても十分留意して作業を実施する。

第 5 条 調査の内容

以下に示す業務内容について、上記「第 4 条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、効果的に業務を実施する。但し、以下に記した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合には、理由を付してプロポーザルにて提案すること。

なお、他ドナーが既に活動を行っている分野については、まず他ドナーの活動範囲を確認し、支援内容が重複しないよう整理し、調査報告書にて想定される支援を提案すること。

（１）インセプション・レポートの作成

調査開始に先立ち、インターネットや既存資料・文献、及び必要に応じ調査対象機関や関連機関とのオンライン協議等を実施し、以下の項目を中心に情報収集・分析を行う。

① レバノン電力セクターに係る基礎情報の収集・分析

既存情報により、以下の各分野についての情報を収集・分析の上、整理する。不足分についてはインテリム・レポートまでに追加情報収集する。収集にあたっては、少なくとも以下の項目を網羅すること。

(ア) レバノンにおける電力セクター概況

- (a) エネルギー・電力分野におけるレバノン政府及び他ドナー支援の主要政策及び計画
- (b) 電力需給状況、電化率、電力損失、停電時間・頻度、日負荷曲線、電力需要予測、電気料金等
- (c) 電気事業者の組織・運営情報（電力事業体制、電力公社 EDL・IPP 制度概要（PPA ひな形に対する評価含む）、法・規制、財務状況、運営・維持管理体制等）
- (d) 他ドナー・NGO の協力状況、企業の関心案件等
- (e) 一次エネルギーの調達計画（具体的な調達先、ルート等）、ガス・石油の安定確保・技術開発等の推進のための組織設立等の状況
- (f) レバノンにおける電力需給状況、電力開発計画、電力セクター関連の基本法・関連法、電気事業体制、民間事業者の参入状況、FIT 等民間事業者による再エネへの投資促進策の実施状況、自家発電の状況等

(イ) 発電分野に係る情報

- (a) 電源に係る基礎情報（稼働中、建設中及び計画中の発電設備（含 運転開始（予定）年、設備容量、稼働率、導入メーカー、運営・維持管理体制、ファイナンスの確保状況等））
- (b) 再エネに係る開発計画（含 現地の IPP 制度や金融システムのアクセス性に係る評価）

(ウ) 送変電分野に係る情報

- (a) 送変電設備の現状と課題
- (b) 送変電分野の基礎情報（送電ロス、系統安定化技術及び通信機器の導入状況等）
- (c) 既存の送変電設備に係る情報（運用開始年、導入メーカー、運営・維持管理状況）
- (d) 建設中及び計画中の送変電設備に係る情報（運用開始予定、ファイナンスの確保状況等）
- (e) MoEW 所管の水処理施設への送電設備の整備に係る情報（専用線の敷設状況、建設・改修計画等）

(エ) 配電分野に係る情報

- (a) 配電分野の基礎情報（配電ロス、スマートメーターの導入状況等）
- (b) 配電業者（Distribution Service Provider : DSP）に係る情報
- (c) 既存の配電設備に係る情報（配電用変電所を含む。運用開始年、維持管理状況）

- (d) 建設中及び計画中の配電設備に係る情報（運用開始予定、ファイナンスの確保状況等）
- (e) 最終消費者からの電気料金徴収に係る情報（徴収方法等）

## ② インセプション・レポートの作成

上記①による分析を踏まえ、以下を骨子とするインセプション・レポート（案）を作成する。また、現地調査前には質問票及び先方への説明プレゼン資料を作成し、発注者に提出、確認を得て最終化する。

- (ア) 調査の背景
- (イ) 調査の目的
- (ウ) 調査の実施方針
- (エ) 調査の内容と実施方法（作業項目、手法、アウトプット等を明記）
- (オ) 作業計画（作業工程フローチャート、日程、インテリム・レポートの構成等）
- (カ) 調査団の構成と各団員の担当作業及び作業期間
- (キ) 調査実施体制（国内支援体制、関係機関内の体制、関係者との連携等）

## ③ インテリム・レポートに向けた準備作業

上記を踏まえ、インテリム・レポートの作成に向けて必要な作業段取りを整理し、発注者と方針を確認する。

## (2) インテリム・レポートの作成

### ① 第1回現地渡航（調査の実施）

現地に渡航、またはオンラインも活用してインセプション・レポートの関係者への説明を行う。この際、レバノン政府側のみに説明するのではなく、世界銀行、UNDP、EDF、EBRD といった、電力セクターにおいて発注者の活動と重複する可能性のある協力を行っている各機関に対しても面談し、今後実施予定の調査及び協力内容に重複がないよう整理すること。また、(1)①において机上調査では収集できなかった情報についてはレバノン政府へのヒアリングや現地視察等を通じて情報収集を行い、インテリム・レポート作成にあたっての基礎とすること。

さらに、現地では、以下の項目の情報収集、調査・分析、レバノン側との調整にあたる。収集にあたっては、少なくとも以下の項目を網羅すること。

#### (ア) 水力発電施設改修に係る情報の確認

MoEW においては、電源構成の大部分を占める主要火力発電所の新設及び改修の要望が大きい、そのためには巨額のインフラ開発資金の投入が必要とされる。すなわち、ドナー融資や民間投資の呼び込みが必要となるが、その前提としてはマクロ経済の改善が必須であり、現在協議中の IMF 及び世界銀行との融資契約に係る合意を待つ必要がある。

一方、MoEW が所管する既存水力発電所（5 か所：Litani、Nahr Ibrahim、Bared、Kadisha、Richmaya-Safa）について、定格出力 282MW のところ、現在の発電出力は約 100MW にとどまっております、その他主要発電施設と比較して小規模な資金投入で改修を実施することにより、比較的短期間で電力供給能力の増強が可能と見込まれる。レバノン政府は、概算費用の算出、技術的な妥当性・適切性を含めて、外部専門家の知見も得つつ、かかる改修計画の策定に取り組む意向を有している。

本調査では、レバノン関係者と協議のうえで上記改修計画の策定を行うこととする。なお情報の収集・確認にあたっては、少なくとも以下の項目を網羅すること。

- (a) MoEW が所管する水力発電に係るレバノン政府方針、今後の開発計画、他ドナー・民間企業等による事業計画の整理
- (b) レバノン国内にある MoEW が所管する既存水力発電所の基礎情報収集
- (c) 改修・設備更新に係る優先度・緊急度の確認及び必要な概算額
- (d) MoEW が所管する水力発電所改修・設備更新事業実施にあたっての実施上の課題等の整理（政策制度、施設運用方法、電力価格・取引メカニズム、効率運営（ロス低減等）、環境社会配慮等）

#### (イ) 水処理施設専用線の整備に係る情報の確認

想定する技術協力事業の相手国関係機関の筆頭である MoEW は、所管する排水処理場・ポンプ場等の水関連施設に接続する専用線の設備更新・増強に強い関心を寄せている。MoEW は、専用線の整備により、水処理施設に対する優先的な電力供給（太陽光パネル等の設置含む）につなげることを計画している。

上記を踏まえ、MoEW との協議を通じて対象サイトを選定し、各水処理施設専用線の整備計画（概算額の算定含む）を策定する。情報の収集・確認にあたっては、少なくとも以下の項目を網羅すること。

- (a) MoEW が所管する水処理場・ポンプ場施設に接続する専用線に係るレバノン政府方針、今後の開発計画、他民間ドナー・民間企業等による事業計画の整理
- (b) レバノン国内にある MoEW が所管する既存水処理場・ポンプ場施設に接続する専用線の基礎情報収集
- (c) 専用線の建設・改修・設備更新に係る優先度・緊急度の確認及び必要な概算額
- (d) MoEW が所管する既存水処理場・ポンプ場施設に接続する専用線の 신설・改修・設備更新事業実施にあたっての実施上の課題等の整理（政策制度、施設運用方法、効率運営（ロス低減等）、環境社会配慮等）

#### (ウ) 統合電力マスタープラン策定・実施体制に係る情報の確認

世界銀行の“Lebanon Power Sector Emergency Action Plan(2020)”において、必要なアクションとして、①電力規制庁の設置、②統合電力マスタープラン策定能力の強化、③EDL の経営近代化、が挙げられている。①及び③については、現在協議中の世界銀行による融資の実施条件の一つとされており、レバノン政府が実施に向けた検討を進めているところである。一方、②については現状レバノン政府内で検討が進んでおらず、かつ、日本の専門家の知見を活かせる分野であり、本調査に

おける主な調査対象として位置付けることとしたい。また、本分野は技術協力事業の主目的としても想定している。

現在レバノンにおいては、電力マスタープランが海外コンサルタント（EDF、世界銀行）により作成されているものの、レバノン政府内にエネルギー関連の組織からの意見・情報を集約し、マスタープランへの反映を検討するための部局が機能しておらず、計画の策定に必要な組織的知見の蓄積や、計画の持続的な更新が担保されていない状況にある。よって、レバノン政府内の統合電力マスタープラン策定・実施体制のレビューを行い、具体的な提言を行う。情報の収集・確認にあたっては、少なくとも以下の項目を網羅すること。

- (a) レバノン政府内の統合電力マスタープラン策定・実施体制のレビュー（過去実績、法制度の観点から）
  - (b) 統合電力マスタープランの定期更新・策定及び実施に必要なプランニング機能を効果的に発現させるための具体的体制（能力強化が必要な事項を含む）の提言
- (エ) 電源開発計画・電力需要予測に係るワークショップの実施案作成（パイロットプロジェクト）

本ワークショップ参加者は、後継の技術協力事業（統合電力マスタープラン策定能力強化が主目的）のカウンターパート（及び研修員）にもなることを想定する。レバノン政府及び発注者と適宜連携しながら、10名程度の参加者を選定する。なお、ワークショップ開催に際して、会場を借り上げることを想定する。情報の収集・確認にあたっては、少なくとも以下の項目を網羅すること。

- (a) 電源開発計画シミュレーションツールを用いた電源開発計画・電力需要予測に係るワークショップ（EDFが策定した既存のマスタープランの部分的な更新を想定）
- (b) ワorkshop参加者の人選・調整（※本ワークショップ参加者は、後継の新規新規技術協力事業のカウンターパートとなる想定）

## ② 2023年度より開始することが見込まれる新規技術協力事業の準備

標記新規技術協力事業について、PDM案作成及び発注者が実施する協議への同行・資料作成等、協力フレーム検討に必要な情報収集・分析、資料整理等を行う。上記(2)①(ウ)が主な協カスコープとなることが想定されるため（(ア)及び(イ)によって策定された計画の更新・実施に係る能力強化もサブスコープとして想定）、調査の早期段階から技術協力プロジェクトの活動への落とし込みを見据えて情報収集等を実施すること。

## ③ インテリム・レポートの作成

上記による現地渡航を通じた情報収集・分析、(1)で収集済みであった情報の現地資料収集の結果を踏まえ、インテリム・レポート（案）を作成し、発注者に提出、確認を得て最終化する。



#### ④ ドラフト・ファイナル・レポートに向けた準備作業

上記を踏まえ、ドラフト・ファイナル・レポートの作成に向けて必要な作業段取りを整理し、発注者と方針を確認する。

### (3) ドラフト・ファイナル・レポートの作成

#### ① ドラフト・ファイナル・レポートの作成

今般実施した調査の内容をドラフト・ファイナル・レポート（案）にまとめる。同レポートは新規技術協力案件及びレバノンの電力セクターに対する将来の協力を係る発注者とレバノン側の協議の土台となるものであるため、現地調査前には質問票及び先方への説明プレゼン資料をあわせて作成し、発注者に提出、確認を得て最終化する。

#### ② 第2回現地渡航（追加調査・ワークショップの実施）

ドラフト・ファイナル・レポートの内容について、現地渡航または遠隔にてレバノン政府側に内容の説明を行い、理解を得る。

第1回現地渡航の際に収集できなかった情報等について、レバノン政府へのヒアリングや現地視察を通じて収集を行う。

また、(2)①(エ)に記載の電源開発計画・電力需要予測に係るワークショップを実施すること。

#### ③ ファイナル・レポートに向けた準備作業

上記を踏まえ、ファイナル・レポートの作成に向けて必要な作業段取りを整理し、発注者と方針を確認する。

### (4) ファイナル・レポートの作成

今般実施した調査の内容につき、ドラフト・ファイナル・レポートへの関係者コメント等を反映し、ファイナル・レポート（案）を発注者に提出する。提出時に、発注者関係部署と会議を開催し、コメントを取り付ける。また同時に、技術協力事業内容の方向性について、MoEWをはじめとする主要ステークホルダーに対しオンラインで説明を行い、最終的な内容につき認識共有をするとともにコメントを得る。なお、説明対象としての主要ステークホルダーの範囲については、発注者に事前に提案し、確認を取る。

これらのコメントを反映した更新版を作成し、発注者の了解を得る。

## 第6条 報告書等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。本契約における最終成果品はファイナル・レポートとし、成果品提出期限は2023年11月30日とする。なお、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う業務遅延等、発注者・受注者双方の責に

抛らず調査期間を延長する必要がある場合は、契約期間及び成果品提出期限について修正する契約変更を行う。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について了承を得るものとする。なお、下記部数は発注者へ提出する部数とし、その他現地での説明に必要な部数は別途コンサルタントが準備するものとする。また、以下において電子データ提出としているものいずれも CD-R1 枚によるものとする。なお、調査報告書については、いずれのレポートについても和文要約を電子データで提出することとする（調査報告書と同じ CD-R に記録することで可）。

#### (1) 調査報告書

##### ① インセプション・レポート (IC/R)

提出時期：調査開始後 1 か月以内

部 数：和文・英文電子データ (PDF、MSword形式)

##### ② インテリム・レポート (IT/R)

提出時期：2023年7月下旬頃

部 数：和文・英文電子データ (PDF、MSword形式)

##### ③ ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R)

提出時期：2023年9月中旬頃

部 数：和文・英文電子データ (PDF、MSword形式)

※本調査における調査事項を全てまとめたもの。

##### ④ ファイナル・レポート (F/R)

提出時期：契約履行期限末日

部 数：和文5部 (製本)、英文5部 (製本)、CD-R 5部 (PDF、MSword形式)

なお、ファイナル・レポートについては、JICA図書館にて一般公開を原則とするが、水力発電改修計画及び水処理施設専用線整備計画に係る概算額を含むものであることから、レバノン側と協議の上必要に応じ、一定期間経過後に公開する版、発注者の内部資料とする版についても作成を検討すること。それぞれの印刷部数について、発注者と事前に相談、合意すること。

#### (2) その他の報告書類

##### ① 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10営業日以内

部 数：和文電子データ (PDF、MSword形式)

##### ② その他説明資料

記載事項：関係機関に対する調査進捗報告。図表を主とする。

提出時期：報告の都度、及び、F/R提出時にまとめて提出。

部 数：報告時は必要部数、F/R提出時はF/Rに添付か別添とする。

##### ③ 議事録等

記載事項：関係機関との面談を実施した際の議論の要旨。

(JICA本部、事務所におけるミーティングも同様とする。)

提出時期：面談実施後、ワードファイル等でメール添付し速やかに提出。

部 数：F/R提出時はF/Rに添付もしくは別添とする。

### (3) コンサルタント等業務従事月報

発注者が指定する様式により、月例の調査業務報告を翌月5日までに発注者に提出する。

### (4) 報告書の仕様

ファイナル・レポート以外の仕様は原則として電子データとして作成することとし、ファイナル・レポートの印刷仕様・電子仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

### (5) 報告書作成にあたっての留意点

- ① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、英文等の外国語についてもネイティブスピーカーなどによるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。
- ② 報告書が特に分冊方式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。
- ③ 先方政府との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。その他、発注者が必要と認め、提出を求めたものについても提出すること。

別紙：報告書目次案

注) 本調査の対象となる情報収集・分析の範囲は、以下のとおりであるが、目次案（記載内容の構成）は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。また、調査期間が限られることから、各目次項目における比重の置き方については、発注者と適宜協議の上、調査を行うものとする。なお、以下目次案中のカッコ書き部分は、当該項目内で特に詳細な調査を要する事項を示す。

## I. 全体の要約

## II. 本編

### (1) 序論

調査の背景及び目的

### (2) 電力セクターの現状

- 1) 制度・組織体制（関連機関・セクター構造、関連政策・法規則、電力料金、主要な需要家）
- 2) 電力関連設備の現状（発電、送変電、配電、再エネ関連）
- 3) 電力関連政策・計画のレビューと課題整理（電力需要・供給計画概要（長期・短期）、実施中/計画中開発プロジェクト概要、発電、送配電・変電（SCADA含む）、導入目標達成に必要な再エネ発電容量の試算、EDLの財務状況、エネルギーセクターに対する補助金の状況等）
- 4) 他ドナーによる支援概要

### (3) 統合電力マスタープラン策定・実施体制に係る情報の確認

- 1) レバノン政府内の統合電力マスタープラン策定・実施体制のレビュー（過去実績、法制度の観点から）
- 2) 統合電力マスタープランの定期更新・策定及び実施に必要なプランニング機能を効果的に発現させるための具体的体制（能力強化が必要な事項を含む）の提言
- 3) 電力開発計画・電力需要予測に係るワークショップ実施概要
  - ① ワークショップ参加者のリスト
  - ② ワークショップの内容まとめ（日程、テーマ等：電源開発計画シミュレーションツールを用いた電力開発計画・電力需要予測に係るワークショップを想定）
  - ③ ワークショップ実施の結果・分析

### (4) 優先協力枠組み

- 1) 協力プログラム（含 支援候補案件リスト（実施時期情報含む））
- 2) 技術協力事業計画

## 付録1. 水力発電の改修計画

- 1) 水力発電設備の現状
- 2) 既存発電施設の改修・設備更新の優先度・緊急度

- 3) 改修・設備更新事業実施にあたっての実施上の課題（政策制度、施設運用方法、電力価格・取引メカニズム、効率運営（ロス低減等）等）
- 4) 優先度・緊急度の高い発電施設の改修に係る積算及び効果試算

付録2. 水処理施設専用線の整備計画

- 1) 水処理施設（水処理場・ポンプ場施設）専用線の現状
- 2) 専用線の新設・改修・設備更新の優先度・緊急度
- 3) 新設・改修・設備更新にあたっての実施上の課題（政策制度、施設運用方法、効率運営（ロス低減等）等）
- 4) 優先度・緊急度の高い専用線設備計画に係る積算及び効果試算

以上

## プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項（プロポーザルの重要な評価部分）

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	企画競争説明書は、これまでに確認されている情報をもとに作成されたものである。よって、状況の変化を踏まえて、より効果的、効率的な調査手法などを検討の上、プロポーザルに記載・提出すること。なお、本企画競争説明書以外にコンサルタントが必要と判断する事項については、プロポーザルに記載して提案すること。	第4条 調査実施の留意事項（P. 10-12）
2	水力発電所改修に係る調査・積算の手法について検討の上、プロポーザルに想定人月に言及の上記載・提出すること。	第5条 業務の内容（2）①（ア）（P. 14-15）
3	水処理施設専用線改修に係る調査・積算の手法について検討の上、プロポーザルに想定人月に言及しつつ記載・提出すること。	第5条 業務の内容（2）①（イ）（P. 15）
4	本調査の目的に照らしたワークショップの具体的なテーマ、実施期間、日程案を検討の上、プロポーザルに想定人月に言及しつつ記載・提案すること。	第5条 業務の内容（2）①（エ）（P. 16）
5	最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき最終確定するものとするが、プロポーザルでも目次案を提案すること。	別紙：報告書目次案（P. 20-21）

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：電源開発計画の策定に係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／電源開発計画

➤ 系統計画（送電）

##### ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 6.5人月

##### 2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／電源開発計画）】

- ① 類似業務経験の分野：電源開発計画の策定に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：全途上国
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：系統計画（送電）】

- ① 類似業務経験の分野：電力系統システムの調査、計画に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：全途上国
- ③ 語学能力：英語

## 2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2023年3月～2023年11月

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 16.50人月（現地：10.00人月、国内：6.50人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/電力開発計画（2号）
- ② 系統計画（送電）（3号）
- ③ 系統計画（配電）
- ④ 再生可能エネルギー
- ⑤ 経済財務分析
- ⑥ 環境社会配慮
- ⑦ 水力発電（改修計画策定）
- ⑧ 送変電（計画、設計）

3) 渡航回数を目途 全10回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

➤ 想定なし

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- Électricité de France, “Update of the Transmission Master Plan of Lebanon” (May 2017)



## 2) 公開資料

- [Électricité de France, “Least Cost Generation Plan” \(September 2021\)](#)
- [Ministry of Energy and Water, “Setting Lebanon’s Electricity Sector on a Sustainable Growth Path” \(March 2022\)](#)
- [World Bank, “Lebanon Power Sector Emergency Action Plan” \(July 2020\)](#)

## (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置 (*語⇄*語)	無
3	執務スペース	無
4	家具 (机・椅子・棚等)	無
5	事務機器 (コピー機等)	無
6	Wi-Fi	無

## (6) 安全管理

- ①現地業務に先立ち「JICA 安全対策措置」を確認し、渡航前に必要な事前準備を行う。外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。JICA ホームページ上の「安全対策研修・訓練 <https://www.jica.go.jp/about/safety/training.html>」を確認し、JICA 安全対策研修を受講する。渡航計画を JICA に提出するとともに現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA シリア事務所（レバノンには JICA 在外事務所がなく、シリア事務所がヨルダン事務所内で稼働しており、レバノン事業を管轄している）、在レバノン日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。
- ②調査団が現地渡航する際のクリアランス手続き等を確認の上、遅滞なく手続きする。現地業務中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載する。
- ③宿舎については JICA の安全基準を満たす必要があるため、JICA シリア事務所の指定するホテルを利用する。

## 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

#### 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）

##### （1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

##### （2）別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1）旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2）一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3）**新型コロナウイルス感染対策に関連する経費**
- 4）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5）その他（以下に記載の経費）

現地ワークショップ開催費（参加者の出張旅費（交通費、日当・宿泊費）、会場借上費）

※ワークショップ向けの教材作成費・印刷費、事務用品費、必要機材費は本見積りに計上ください。

##### （3）定額計上について

特になし。

##### （4）見積価格について、

各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

##### （5）旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒イスタンブール⇒ベイルート（ターキッシュエアラインズ）

東京⇒ドバイ⇒ベイルート（エミレーツ航空）

東京⇒ドーハ⇒ベイルート（カタール航空）

（6）業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

##### （7）外貨交換レートについて

（ア）JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

(イ)上記1)に記載がない国については以下のレートを使用してください。

➤ 1レバノンポンド (LBP) =0.0923円

(OANDA の11月28日のレートを記載。公示の際に12月1日のレートに修正して掲載予定)

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>	
	<b>(34)</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／電源開発計画</u>	<b>(34)</b>	<b>(13)</b>
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	<b>(—)</b>	<b>(13)</b>
ア) 類似業務の経験	—	5
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	3
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	<b>( )</b>	<b>(8)</b>
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	8
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：<u>系統計画（送電）</u></b>	<b>(16)</b>	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	